



さくら通信6月号



2010年6月 No.66



発行

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



パチンコ

時々パチンコ屋に行きます。海物語専門です。勝ったり負けたりですが、負けた時のことはすぐ忘れ、大当たりした時の嬉しさはずっと覚えています。自分なりに原則を決めて遊んでいます。「客の多い店に入る 履歴の良い台を選ぶ 勝ち逃げをする 負け金額の限度を守る」です。その結果大きな負けをしたことはありません。この6年間は県外だけでプレーしています。徳島大学の監事という立場を慮ってのことです。勿論そんな規則がある訳ではありません。ほんの小さなこだわりです。



(竹内)

税務調査(任意調査)について ④ ～売上高の調査手法～

現金商売以外の卸売、製造業等の売上高の調査手法は、商品、製品等の物の流れを追跡することで、お金の流れを推定します。

まず、決算期末近辺の仕入、もしくは製造された製品をいくつか抜き出して、期末までに売上げているか、それとも期末の在庫品として残っているかを仕入帳、売上帳、棚卸表や納品書(控)、請求書(控)で調べていきます。



商品や製品は、通常、社外に売り上げたか在庫として残っているかのいずれかです。もし、これらが計上されていない場合、売上が除外されているか、期末在庫の計上がもれているか、あるいは、そもそも仕入や製造費用が架空である可能性があります。

商品や製品が種別や番号別になっていれば、物の流れを明確に把握できますが、そうした区分がなくとも個数や重量等である程度の推定をします。

卸売業等が売上を除外する際、取引相手と通謀するケースもあります。例えば、売上先に頼んで納品書の金額を低くしてもらい、残金を現金や仮名名義等への銀行振込でもらって、売上から除いてしまう等の手口があります。

この場合、相手先では支払った金額が費用に出来なくなってしまいます。そこで、何らかの見返りを条件に、相手先にこうした便宜を図ってもらうことがあるようです。



調査

いうまでもなく、こうした行為は脱税行為であり、税務調査で発見された場合には重いペナルティを受けることになります。

(大寺)

扶養者状況リスト(扶養者調書)について



平成22年5月下旬、協会けんぽから被扶養者状況リストが送付されます。
被扶養者としての条件を今現在も満たしているかどうかの確認です。
本年度の対象者は、18歳以上の被扶養者(平成4年4月1日以前に生まれた方)です。
事業所への報告漏れ等により届出が出来ていないことが多い様です。

注意点

1. 就職などにより、ご自身で健康保険に加入した方
2. 結婚のため配偶者の被扶養者となったが、以前の保険の喪失届が未提出の方
3. 年金・就職等で、本来扶養からはずれるべき方



確認の結果、二重加入になっている方や解除となる方がいる場合は、
被扶養者調書兼異動届を提出して下さい。

ご希望により、当事務所で手続のお手伝いを行いますのでご連絡下さい。
なるべく、期間内にご提出ください。



(岩佐)

6月の税務

- | | |
|--|---|
| 1 所得税の予定納税額の通知 通知期限・・・6月15日 | 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)納期限・・・6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日 | 申告期限・・・6月30日 |
| 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(21年12月～22年5月分)の納付 | 7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>・・・半期分 |
| 納期限・・・6月10日 | 申告期限・・・6月30日 |
| 4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> | 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税> |
| 申告期限・・・6月30日 | 申告期限・・・6月30日 |
| 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> | 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税> |
| 申告期限・・・6月30日 | 申告期限・・・6月30日 |

- 10日 一括有期事業開始届 < 概算保険料 160 万円未満・請負金額 19,000 万円未満の工事 > (労働基準監督署)
- 30日 健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用)
状況報告書提出 (社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所)
児童手当現況届

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届
旧国民年金 (老齢・通老) 受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届

労働保険の年度更新 (1日～7月10日)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間

《資産税係》

家族名義の預金も相続財産となる！？

税務調査において最も指摘される項目は『預金』で、次のような内容については事前に確認が必要です。

- 1. 申告もれの預金はないか。**
県外の銀行やインターネット銀行などは忘れやすいのでご注意ください。
- 2. 生前に引き出された預金が贈与に該当しないか。**
まず、どのように使われたかを調べます。
同日に家族名義の口座へ預け入れがある場合には、両者を関連付けて贈与の可能性を指摘されます。
使途が生活費なら贈与となりませんが、金額が大きい場合には使途の詳細を確認されます。
- 3. 家族名義の預金が相続財産に該当しないか。**
家族名義で口座を開設しても、収入がない未成年者などの口座は、被相続人が名義を借りて預金しているとして、相続財産である可能性を指摘されます。
生前贈与をされる場合には、
・通帳及び印鑑の管理を受贈者に委ねる
・贈与契約書を作成する
など、贈与した事実を客観的に示せるようにしておく必要があります。
(久保脇)

《会計制度》

資産除去債務について

資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発または通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務およびそれに準ずるものと定義され、平成 22 年4月1日以後開始する事業年度から計上が (原則として) 求められます。

具体的には、法律上の解釈により当事者間での精算が要請される債務に加え、過去の判例や行政当局の通達等のうち、法律上の義務とほぼ同等の不可避的な支出が義務付けられるものが該当すると考えられているようです。

(具体例: 有害物質に係る除去義務、定期借地権に係る原状回復義務)

従いまして、有形固定資産の除去が企業の自発的な計画のみによって行われる場合は、法律上の義務に準ずるものには該当しません。

こんな面倒なことをしなければいけないのか？と困惑される方も多いかもしれませんが、先ほど公表された「中小企業の会計に関する指針 (平成 22 年度版)」では、義務化はとりあえず見送られました。ご安心下さい。

(渡邊)

《建設係》

経営規模等評価申請及びその他変更点

・建設業法施行規則が一部改正され、売上計上の原則が工事完成基準から工事進行基準に変更されたため、引渡し完了していない工事でも、審査対象業種の完成工事高として認められることになりました。

・今年度より決算変更届の副本の提出が省略されたため、元請完成工事高の確認のため、県民局等に提出予定もしくは提出した決算変更届の提出書類である「直前三年の各営業年度における工事施工金額 (様式第三号)」を持参してください。

・平成 23 年度格付け時より土木一式工事の技術者条件が緩和されました。

| | |
|---------|------------------|
| 特A 技術職員 | 14人以上 (うち1級8人以上) |
| | 12人以上 (うち1級6人以上) |
| A 技術職員 | 8人以上 (うち1級4人以上) |
| | 7人以上 (うち1級3人以上) |

(岸上)

《医療係》

新型インフルエンザ

去年の新型インフルエンザ感染者は約2千万人、死亡者数は約200人とされています。一方、例年の季節性インフルエンザ感染者数は約1千万人、死亡者数は約1万人と推計されているそうです。

WHOが新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ6に上げたのが去年の6月11日でした。いまだに警戒レベルは6のまま維持されています。専門家の中には、「秋頃にまたインフルエンザが流行するかもしれない」とする人もいます。日本では落ち着いていますが、世界では流行している国があります。上記のデータから毒性は新型インフルエンザの方が弱いようですが、突如毒性の強い新型の新型に変異する可能性も否定できません。

まだまだ感染予防に手洗い・うがいを継続する必要性があるようです。

(田中)

役職員紹介 第5弾

さくら事務所の職員の紹介は、今月で終了です。いかがでしたか？
来月には、役員紹介がありますので、お見逃しなく！！
読み忘れた…見逃した…という方は、当事務所のHPにさくら通信が掲載して
ますので、どうぞ御覧ください。



(平野)

税務部 資産税課 久保 和也

私にはスケルトンな妻がいます。
といっても物理的に何か透けて見えているわけではなく、ス
ケルトンなのはその思考回路です。

先日、山道をドライブ中、トンネルを通っていた時のこと。常
日頃トンネルの暗さに不満を持っていた彼女は、突然ひらめ
いて叫びました。

「**そうだ、トンネルをスケルトンにすれば良いのに！**」

当然、私は考えます。“そんなことをしても山肌が見えるだけ
はないか。ひょっとして空が見えると思っているのか？”そん
な女性の夫であることを誇りに思うと共に哀しみつつ、こう返
す他ありません。 **「それは良い考えだねえ。」**

(久保脇)

税務部 第2課 渡邊 功

渡邊さんの事につきましては再三、掲載させていただきま
したが、掲載以降に彼に1つ変化がありましたので

ここでご報告!!

スイーツ好きの彼は掲載から後、血圧が上下あわせて250を超
えることが判明したからか、思いを新たに食事制限や体質改
善を試みています。

大好きな甘い物は、我々が見ている限りでは、食べる事を
断ち切っているようです。

少なくとも本人申告の間食は激減 しています。
皆様の目に見えて反映するにはもう少し時間を要するかもし
れませんが(笑)

変化に気付かれた方は、一声かけてみてください。

(課員一同)

税務部 第3課 山田 佐知子

3課の山田さんは、頼りがいのある姉御肌で、3人の子供達
を育てながらとっても忙しい毎日を送っています。

趣味は園芸で、休日はゆっくり庭で、花・野菜いじりをして英
気を養うというのが理想です。

が (T-T)

理想と現実の違い、連休最終日には、芝刈り機で指まで刈っ
てしまい、4針も縫う怪我を負いながらも、子供達を車に乗せ
て病院に行き、帰ってから家族のために夕食も作る程のバイ
タリティの持ち主です。(課員一同)

税務部 第1課 特別編

第1課は木下・仁木・岸上・後藤の4人体制ということで今月号は再
び私後藤が登場です。

さて、皆さん。4月号において出題した問題は分かりましたか？
(見逃した方は、先月30日にリニューアルしたばかりの当社ホーム
ページをご覧ください。「さくら税理士法人」で検索を！！)

答えは… **「たいさち」**です。
それでは、今回の問題は先月号において私の誕生日を書きました
が、さて何月何日でしょうか？

次の3つからお選びください。

4月9日 9月4日 11月15日

答えはいつかどこかで… (後藤)

税務部 第4課 日浦 裕美

県南の大自然で幼少時代を過ごしたため、慌てる事が苦
手なのんびりした性格です。

ここで、私の貴重な体験をお話します。

体には自信があった20代半ば、子供を授かってすぐの頃で
す。立つことも出来ず、お店のソファーに倒れ込むハプニング
がありました。想定外の体内での細胞分裂(双子へ)の瞬間で
した。

その後、無事に(1度に2度おいしい?!)双子を出産し、
子育てとなりました。



さまざまなハプニングがありますが、これからも貴重な体験と
信じて頑張っていきます。(日浦)

相談役 久保 福子

さくら事務所OBとして一言とのお声かけを頂き…

40数年間の思いが甦りました。

入社当時木村先生ご夫妻と職員6名、昭和50年竹内先生
をお迎えし、平成2年現在の事務所が完成、その時点で職員
35名(と記憶)平成15年さくら税理士法人、さくら社労士法人
となり、常により高度な知識を提供でき、お得意先のニーズに
応えられるようにと、事務所一丸となり研鑽を重ねた日々を
懐かしく思い出します。在職36年余りの長きに亘り皆様方に
支えられたことに感謝しております。

平成15年退職後も時々事務所に座っております。見かけ
たらお声をかけて下さいませ。

これからもお得意先様のご繁栄とさくら合同事務所の益々
のご発展をお祈り申し上げます。

(久保福子)

社会保険部門 新開 由香里

頭脳明晰で仕事に無駄がなく、時には厳しく、常は優しく、
テキパキと指示・指導をしてくれる社会保険部門のお姉さ
ん! ?的存在です。

休日も『娘の遊び相手』に『実家の仕事の手伝い』と、働き
者の肝も玉母さんですが、時々年齢を忘れ、頑張りすぎるせ
いで腰を痛めて寝込みます。

趣味は映画鑑賞で、特に**ホラー映画**が大好きです

(課員一同)

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL:088-625-2556

FAX:088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止してあり
ます。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。
万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任
を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。